

公益信託の認可に関する審査基準について

令和 8 年 3 月 1 8 日
岡 山 県

公益信託に関する法律（令和 6 年法律第 30 号）第 7 条、第 12 条及び附則第 4 条の認可に当たっては、「公益信託認可等に関する運用について（公益信託認可等ガイドライン）」（令和 7 年 12 月内閣府公益認定等委員会・内閣府公益法人行政担当室。当該ガイドラインにおいて参照する「公益認定等に関する運用について（公益認定等ガイドライン）」（平成 20 年 4 月（令和 6 年 12 月改訂）内閣府公益認定等委員会・内閣府大臣官房公益法人行政担当室）を含む。）を行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 2 条第 8 号ロの審査基準とする。

附 則（令和 8 年 3 月 1 8 日 総第 7 5 1 号）

この決定は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。